



## 《会計・税務の知識》 社会保障・税番号制度

### はじめに

先日、政府・与党の社会保障改革検討本部は、社会保障・税番号大綱を決定しました。

この中で、平成26年6月に個人に番号を、又法人にも法人番号を付し、平成27年1月以降から、社会保障と税の分野について可能な範囲で番号利用をスタートさせたいとしています。そこで今回は、社会保障・税に関わる共通番号制度（いわゆる納税者番号）について考えてみます。（本稿においては、共通番号の表記については『納税者番号』として表記します。）

### 1. 納税者番号って何ですか？

納税者を管理する仕組みのひとつで、国民に番号を割り当て、所得や資産、納税の状況を一元的に把握するシステムです。アメリカでは社会保障番号が納税管理にも使用されています。

日本で現在導入が検討されているのは、

- ①年金（年金や共済、恩給の受給）
- ②医療（保険証を使う手続き全般）
- ③介護保険（受給手続きなど）
- ④福祉（生活保護の申請など）
- ⑤労働保険（失業給付の受給手続きなど）
- ⑥税務（国税、地方税）

の6分野について一体的に管理する番号を政府が国民1人1人に発行し管理しようとするものです。

具体的には、個人にとっての出金である税金、年金や健康保険料をすべて記録するとともに、個人にとっての入金である還付金、受給年金、給付金も記録することで個人所得把握の精度向上、細やかな社会保障給付の実現の向上、医療介護等のサービスの質の向上などが図れるとしています。

現在のIT技術を用いて番号を管理することで、徴収と給付の行政実務は格段に効率化されると言われています。

### 2. 諸外国の状況

主要先進国の導入の状況は次の通りです。

#### ①導入している国

スウェーデン、デンマーク、韓国、アメリカ、カナダ、オーストラリア、ドイツ、イギリス（税務目的では一部を利用している。）等

#### ②導入していない国

フランス

### 3. なぜ、納税者番号が未だ導入されていないのか？

- ①国家による個人情報の管理・統制に対する抵抗感。納税者番号制度の導入については、『恐るべき管理社会』などという表現により反対される人もいます。
- ②個人情報の漏洩や漏洩時の対処などプライバシーの問題。
- ③番号や個人情報の不正利用、改ざんによる財産への被害の懸念。
- ④各省庁官の壁

納税者番号の導入を進めていけば、社会保険と税金が一体化されると考えられます。その結果、日本年金機構（旧社会保険庁）と国税庁は統合され『いわゆる歳入庁』が設立されると考えられます。しかし、日本年金機構は厚生労働省、国税庁は財務省と別々の省の管轄にあるため、いわゆる、両省の間の省益のぶつかりにより導入が進められてこなかったとの意見もあります。

### 4. 税務面における活用

平成23年度税制改正大綱（案）の社会保障・税に関わる項目によれば、税務面での活用は、

- ①各種の取引に際して納税者が取引の相手方に番号を「告知」すること
- ②取引の相手方が税務当局に提出する法定調書及び納税者が税務当局に提出する納税申告書に番号を「記載」すること

により、法定調書と納税申告書の情報を、番号をキーとして名寄せ・突合することが可能となるとしています。

また、平成23年度税制改正大綱（案）による相続税の改正（案）では課税人口の増加が見込まれていました。これにより課税人口は約46,000人から約70,000人程度まで増加すると見込まれていました。このような相続税の課税人口の増加については、納税者番号による管理の担保があつて、徴収の実務の実行があるように思います。

### 5. 結び

冒頭にもありますが、政府は、平成27年1月以降から、社会保障と税の分野について可能な範囲で番号利用をスタートさせたいとしています。この重要な制度の導入について、現在は、国民的議論が起きている状況にあるとは思えません。国民の1人として、今後の動向を引き続き注視しておく必要があると考えます。

（担当：山田 稔幸）